様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を 用いること。

学校名	松阪看護専門学校
設置者名	公益社団法人 松阪地区医師会

1.「実務経験のある教員等による授業科目」の数

	教貝寺による技術		り刻		
課程名	学科名	夜間・ 通信 の 場合	実務経験のあ る教員等によ る授業科目の 単位数又は授 業時数	省令で定める 基準単位数又 は授業時数	配置困難
医療専門課程	看護学科	夜 • 通信	9 単位	9 単位	
(三年課程)		夜 · 通信			
		夜 · 通信			
		夜 ・ 通信			
(備考)					

2.「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

事務室に設置し、希望者は閲覧可能である。

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名		
(困難である理由)		

様式第 2 号の 2 -②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者(公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等)は、この様式を用いること。

学校名	松阪看護専門学校
設置者名	公益社団法人 松阪地区医師会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

· 八十寺(7)	数月にプグ C7Mm C1で D1で D1で D1で D1で D1で D1で D1で D1で D1で D
名称	学校運営会議
役割	会議に関する規程 運営会議 第2条に定めている。月に1度開催し、連携を図り円滑な学校運営について審議を行い、共通認識できるようにしている。 学校長、副学校長、教務主任、事務長、松阪地区医師会副会長・学校担当理事・事務局長をもって構成する。選任は、学校長が行う。審議事項は、・学校の内規の制定、改廃に関すること・学校評価に関すること・授業計画に関すること・教育方針・教育環境及び教育内容に関すること・人事、学生の入学・退学・休学・復学・卒業認定・単位認定に関すること・その他学校運営管理に関する重要と認める事項

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考(学校と関連する経歴等)
開業医院長	R2. 6. 21 ~ R4. 6. 20 2年	公益社団法人松阪地区医師会 看護学校担当理事
開業医院長	R2. 6. 21 ~ R4. 6. 20 2年	公益社団法人松阪地区医師会 看護学校担当理事
開業医院長	R2. 6. 21 ~ R4. 6. 20 2年	公益社団法人松阪地区医師会 看護学校担当理事
開業医 院長	R2. 6. 21 ~ R4. 6. 20 2年	公益社団法人松阪地区医師会 看護学校担当理事
開業医院長	R2. 6. 21 ~ R4. 6. 20 2年	公益社団法人松阪地区医師会副会長
(備考)		

様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	松阪看護専門学校
設置者名	公益社団法人 松阪地区医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法 や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

授業計画については、前年度授業計画及び授業実績を基に次年度授業計画編成にあたっての意見交換及び編成方針を策定し、その編成方針に沿って教員会議で具体的な授業計画を策定している。

シラバスの作成・見直しについては、教員会議で行う。教育理念、教育目的、教育目標を見直し、関連づけながら検討する。また他科目との関連も考え、内容を精選する。

作成時期は1月初旬から 2月中旬頃。専任教員・外部講師に次年度シラバスの作成 依頼を行い、前年度のシラバスと次年度のシラバスを確認し、記載内容に問題が無いか チェックを行う。記載内容に不備がある場合は、再提出を依頼し、再点検を行い、副学 校長・教務主任が検閲をした後、製本し、完成する。

公表時期は、4月初旬。新入生、学内専任教員、外部講師に配布し、周知している。 シラバスは下記の内容を記載している。

- ・授業形態 (講義、演習、実習の別)
- ・授業内容 (授業科目の概要)
- · 学習目標 · 到達目標
- ・授業準備と復習
- 成績評価方法・評価割合

作成したシラバスは、新入生オリエンテーショ時に学生に配布し、履修についての説明を行っている。各教科目のシラバスの内容については、年度最初の授業冒頭において、担当教員・講師から授業の流れ、到達内容、学習目標・到達目標、評価方法など具体的な説明を行っている。

授業計画書の公表方法 事務室に設置し、希望者は閲覧可能である。

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、 学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定して いること。 (授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

成績評価は、講義概要の「松阪看護専門学校履修規程」に明示している。

各学生が履修した科目の学修成果を、シラバスに明示してある学習の達成目標とその評価方法に基づき、科目担当講師が総合的に評価をすることで厳格かつ適正に単位を認定している。

入学前において既に単位を修得している科目については、総修得単位数の2分の1を超 えない範囲で、本人の申告により学校長が履修認定することができる。認定科目の成績記 載は「認」とする。

入学後は、シラバスに明示された評価方法に基づき、各授業科目学習成果の評価を行う。 試験・学習態度・レポート等によって、当該科目の担当講師が行う。

学習成果に基づき、優 (80 点以上)、良 (70 点~79 点)、可 (60~69 点)、不可 (60 点未満) を判定基準として明示している。

認定要件は、科目ごとの出席時間数が3分の2以上で、成績評価が「可」以上であるもので、学校運営会議を開催し、厳格かつ適正に単位を認定している。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとと もに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

指標の設定は、各履修科目の点数を100点満点に換算し、全科目の点数の合計の平均値を算出することとする。学年別に各学生の順位、成績分布状況を把握し、適切に実施している。

【成績分布を示す指標の数値】

~49 点、50 点~59 点、60~69 点、70~79 点、80~89 点、90 点~100 点

客観的な指標の 算出方法の公表方法 事務室に設置し、希望者は閲覧可能である。

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

シラバスに明示された評価方法(試験・学習態度・レポート等)に基づき、当該科目の 担当講師が各授業科目学修成果の評価を行う。

判定基準は、優 (80 点以上)、良 (70 点~79 点)、可 (60~69 点)、不可 (60 点未満) と明示している。

認定要件は、科目ごとの出席時間数が3分の2以上で、成績評価が「可」以上であるもので、学校運営会議を実施し、厳格かつ適正に単位を認定している。

以上の方法・基準から、本校に3年以上在学し、松阪看護専門学校学則第12条別表1 に規定された科目(98単位)を修得することを卒業認定方針としている。

例年12月に学校運営会議を開催し、厳格かつ適正に卒業を認定している。

卒業の認定に関する 方針の公表方法 事務室に設置し、希望者は閲覧可能である。

様式第2号の4-②【4)財務・経営情報の公表(専門学校)】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を 用いること。

学校名	松阪看護専門学校		
設置者名	公益社団法人 松阪地区医師会		

1. 財務諸表等

T • 1/1/1/11/11/11/11/11	
財務諸表等	公表方法
	設置者である公益社団法人松阪地区医師会ホームページに
貸借対照表	て開示をしている。
	http://med.matsusaka.or.jp/
	設置者である公益社団法人松阪地区医師会ホームページに
収支計算書又は損益計算書	て開示をしている。
	http://med.matsusaka.or.jp/
	設置者である公益社団法人松阪地区医師会ホームページに
財産目録	て開示をしている。
	http://med.matsusaka.or.jp/
	設置者である公益社団法人松阪地区医師会ホームページに
事業報告書	て開示をしている。
	http://med.matsusaka.or.jp/
監事による監査報告(書)	事務室に設置し、希望者は閲覧可能である。

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野	野	課程名		学科名		名	専門士高		専門士		高度	専門士
医规	寮	医療専門課	程	星 看護学科			0					
修業	昼夜	全課程の修	了に並	必要な総			開設	して	こいる授業	きの種	類	
年限	生仪	授業時数又に	は総耳	单位数	Î	冓義	演	LIX	実習	実	涣	実技
3年	昼	単位時間/98単位			位時間 75 単位	単位F / j	寺間 単位	単位時間 /23 単位	,	単位	単位時間 /単位	
							単位	時間	/98	単位		
生徒総定	定員数	生徒実員	うり	うち留学生数 専		専任	:教員	数	兼任教员	員数	総	教員数
	120 人	129 人		0 .	人		10	人	8	4人		94 人

カリキュラム(授業方法及び内容、年間の授業計画)

(概要)

授業計画については、前年度授業計画及び授業実績を基に次年度授業計画編成にあたっての意見交換及び編成方針を策定し、その編成方針に沿って教員会議で具体的な授業計画を策定している。

シラバスの作成・見直しについては、教員会議で行う。教育理念、教育目的、教育目標 を見直し、関連づけながら検討する。また他科目との関連も考え、内容を精選する。

作成時期は1月初旬から 2月中旬頃。専任教員・外部講師に次年度シラバスの作成依頼を行い、前年度のシラバスと次年度のシラバスを確認し、記載内容に問題が無いかチェックを行う。記載内容に不備がある場合は、再提出を依頼し、再点検を行い、副学校長・教務主任が検閲をした後、製本し、完成する。

公表時期は、4月初旬。新入生、学内専任教員、外部講師に配布し、周知している。 シラバスは下記の内容を記載している。

- ・授業形態 (講義、演習、実習の別)
- ・授業内容 (授業科目の概要)
- · 学習目標 · 到達目標
- ・授業準備と復習
- 成績評価方法・評価割合

作成したシラバスは、新入生オリエンテーショ時に学生に配布し、履修についての説明を 行っている。各教科目のシラバスの内容については、年度最初の授業冒頭において、担当 教員・講師から授業の流れ、到達内容、学習目標・到達目標、評価方法など具体的な説明 を行っている。

方法など具体的な説明を行っている。

成績評価の基準・方法

(概要)

成績評価は、講義概要の「松阪看護専門学校履修規程」に明示している。

各学生が履修した科目の学修成果を、シラバスに明示してある学習の達成目標とその評価 方法に基づき、科目担当講師が総合的に評価をすることで厳格かつ適正に単位を認定してい る。

入学前において既に単位を修得している科目については、総修得単位数の2分の1を超えない範囲で、本人の申告により学校長が履修認定することができる。認定科目の成績記載は「認」とする。

入学後は、シラバスに明示された評価方法に基づき、各授業科目学習成果の評価を行う。 試験・学習態度・レポート等によって、当該科目の担当講師が行う。

学習成果に基づき、優 (80 点以上)、良 (70 点~79 点)、可 (60~69 点)、不可 (60 点未満)を判定基準として明示している。

認定要件は、科目ごとの出席時間数が3分の2以上で、成績評価が「可」以上であるもので、学校運営会議を開催し、厳格かつ適正に単位を認定している。

卒業・進級の認定基準

(概要)

シラバスに明示された評価方法(試験・学習態度・レポート等)に基づき、当該科目の担当講師が各授業科目学修成果の評価を行う。

判定基準は、優 (80 点以上)、良 (70 点~79 点)、可 (60~69 点)、不可 (60 点未満) と明示している。

認定要件は、科目ごとの出席時間数が3分の2以上で、成績評価が「可」以上であるもので、学校運営会議を実施し、厳格かつ適正に単位を認定している。

以上の方法・基準から、本校に3年以上在学し、松阪看護専門学校学則第12条別表1に 規定された科目(98単位)を修得することを卒業認定方針としている。

例年12月に学校運営会議を開催し、厳格かつ適正に卒業を認定している。

学修支援等

(概要)

- · 松阪地区医師会館内医療機関奨学金
- 三重県修学資金
- · 日本学生支援機構奨学金

卒業者数、進学者数、	就職者数(直近の年度の)状況を記載)	
卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他

44 人	0 人	43 人	1 人
(100%)	(0%)	(97.7%)	(2.3%)

(主な就職、業界等)

看護師 松阪市民病院、恩賜財団済生会松阪総合病院、厚生連中央総合病院 三重県済生会明和病院

(就職指導内容)

1. 学生指導

本校では、学生の希望に応じた進路相談を、クラス担当教員、就職担当教員で行い、サポートしている。医師会立看護学校であるため、地域に貢献できる看護師の育成を目標としており、医師会立医療機関への就職を推奨している。また、卒業生の就職病院、実習病院からの就職説明会やインタージップの案内は掲示板に貼付し、学生に情報を得る機会を周知している。3年生になると6月より就職試験が始まるため、履歴書の書き方・社会人としてのマナーなどの指導を行っている。

- 2. 図書室に病院からの求人票などを掲示、ファイリングコーナーを設けている。
- 3. 国家試験対策

1年次より計画的に国試対策を行い、担当教員よる模擬試験結果の個別指導を行う。また サポート制により個別に学生への学修・精神的な支援を行っている。3年生は、臨地実習が 終了した10月より国家試験合格に向けた集中講義や模擬試験を実施し、全力でサポート を行う。

4. 卒業生と語る会

国家試験が終了してから卒業式までの間に、3年生が卒業後前向きに取り組めることを 目的に、就職する病院の前年度の卒業生から就職1年目の様子を話してもらう。

5. 同窓会活動

同窓会では4年に1回総会が開かれ、同窓生の親睦を深めていける体制が整っている。 講演会を実施し、地域で働く同窓生が参加できる活動を行っている。学校のホームページに は、同窓会の状況がわかるようになっている。

(主な学修成果(資格・検定等))

看護師国家試験受験資格

(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
131 人	1 人	0.8%

(中途退学の主な理由)

進路変更

(中退防止・中退者支援のための取組)

- ・精神的ケアを充実させるため、入学時よりサポーター制を取り入れ個別面談、個別指導を 行う。
- ・適性検査を行い、学生のタイプを知り、指導方法に役立てる。
- ・看護師国家試験合格への意欲を継続させるため、学習方法を指導する。
- ・カウンセラーによるカウンセリングを希望者に実施する。

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

	<u> </u>				
学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考(任意記載事項)	
看護学科	200,000 円	480,000円	320,000 円		
	円	円	円		
	円	円	円		
	円	円	円		

修学支援(任意記載事項)

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

本校ホームページで公表している。

http://www.matsusakakango.jp/

学校関係者評価の基本方針(実施方法・体制)

教員による自己点検・自己評価(「教育理念・教育目的・目標」「教育課程」「教授・ 学習・評価課程」「経営・管理課程」「入学」「卒業・就業・進学」「地域社会・国際交流」 「研究」) 結果について分析を行い、学校関係者評価委員会より評価を受ける。

学校関係者評価委員会の実施にあたり、次の区分から学校長が委員を選任する。

① 実習病院管理者、②実習病院看護管理者、③地域行政関係者、④卒業生、⑤保護者 ⑤教育に知見を有する者 ⑥その他学校長が必要と認める者

学校関係者評価委員会における評価結果は、報告書としてまとめ、学校運営会議で報告後、ホームページにて公表を行う。

学校はこれを自己評価の改善方策の検討に活用し、次年度の目標の設定や学校運営の改善を図る。

学校関係者委員会は、具体的には

- ・自己評価の結果の内容が適切かどうか。
- ・自己評価の結果を踏まえた今後の改善方策が適切かどうか。
- ・学校の重点目標や自己評価の評価項目等が適切かどうか。
- ・学校運営の改善に向けた実際の取組が適切かどうか。

などについて評価を行う。

学校関係者評価の委員

子仅財际任計画の安員				
所属	任期	種別		
実習病院院長	2年	実習病院管理者		
実習病院看護部長	2年	実習病院看護管理者		
地域行政関係者	2年	地域行政関係者		
同窓会役員	2年	卒業生		
在学生保護者	2年	保護者		
看護専門学校副学校長	2年	教育に知見を有する者		

学校関係者評価結果の公表方法

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 本校ホームページで公表している。

http://www.matsusakakango.jp/

第三者による学校評価 (任意記載事項)

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

http://www.matsusakakango.jp/

(別紙)

- ※この別紙は、更新確認申請の場合に提出すること。
- ※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「一」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	松阪看護専門学校	
設置者名	公益社団法人 松阪地区医師会	

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
	対象者(家計急変 よる者を除く)	人	人	人
内	第 I 区分	人	人	
	第Ⅲ区分	人	人	
訳	第Ⅲ区分	人	人	
	計急変による対象者(年間)			人
,	合計 (年間)			人
(備	考)			

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅲ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令(令和元年政令第49号)第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

- 2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数
- (1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	人

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)及び専門学校(認定専攻科を含む。)及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了 できないことが確定	人	人	人
修得単位数が標準単位数 の5割以下 (単位制によらない専門学校に あっては、履修科目の単位時間 数が標準時間数の5割以下)	人	人	人
出席率が5割以下その他 学修意欲が著しく低い状況	人	人	人
「警告」の区分に 連続して該当	人	人	人
計	人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、 当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得な い事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

ナロ州の七学体	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を
右以外の大学等	含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)及び専

		門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)			
年間	人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学(期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。) の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	人
3月以上の停学	人
年間計	人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより 認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	人
訓告	人
年間計	人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

右以外の大学 等	短期大学(修業年 に限り、認定専巧 高等専門学校(む。)及び専門等 2年以下のも	女科を含む。)、 認定専攻科を含 学校(修業年限が
年間	前半期	後半期

修得単位数が標準単位数 の6割以下 (単位制によらない専門学校に あっては、履修科目の単位時間 数が標準時間数の6割以下)	人	人	人
GPA等が下位4分の1	人	人	人
出席率が8割以下その他 学修意欲が低い状況	人	人	人
計	人	人	人
(備考)			

[※]備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。